

令和7年度第4回尼崎市環境影響評価審議会 議事録

日時：令和8年2月24日（火曜日） 午前10時00分から午前11時00分まで

場所：市役所本庁舎北館 4階 4-1会議室

出席者

審議会委員：6人（6人ともWeb会議システムを用いて出席）

事務局：4人

傍聴者：なし

○開会

事務局：

— 一定足数の確認 —

— 資料の確認 —

○議事

議事 尼崎西宮芦屋港末広地区埋立事業に係る環境影響評価実施計画書について

会長：

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議事も前回に引き続き、「尼崎西宮芦屋港末広地区埋立事業に係る環境影響評価実施計画書について」となっており、前回までは事業者への質疑応答を中心に行ってきましたが、今回は答申内容について審議したいと思います。

まずは、資料1の答申案について、事務局からご説明をお願いします。

事務局：

— 資料1に基づき説明 —

会長：

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明に対して、何か確認すべき点や答申内容に修正すべき点などはありませんでしょうか。

答申のうち、個別事項については、各委員の専門とされる分野で、このように記載した方がよいという意見もあろうと思いますが、いかがでしょうか。

委員：

全般的事項のイ（環境影響評価項目の選定）の冒頭で、「環境影響評価法の考え方にとらわれることなく」とありますが、環境影響評価法の考え方として、法対象外の部分は条例で補完できることとなっており、ある意味、法の考え方とは合致しているので、「環境影響評価法の想定する範囲にとらわれることなく」と記載した方が良いと思います。

また、個別事項のオ（景観）の、「尼崎の森中央緑地の東隣が荷役施設等に代わる行為であり」という部分が日本語としてやや引っかかり、「尼崎の森中央緑地の東隣を荷役施設等に変える行為であり」の方が良いと思います。

個別事項のエ（生態系）には、海中・海底の動植物・生態系への影響に関する文言を盛り込んでも良いと思いますし、それにより個別事項のウ（植物）と内容が似てくるのであれば、項目を「植物・生態系」として集約してもよいかもしれません。

会長：

個別事項のウ（植物）とエ（生態系）は確かに似ている部分があると感じます。そのあたりは、本日欠席されている委員の専門分野なので、別途、専門の委員に、項目をまとめても良いのか、それとも意味合いが異なるから分けた方が良いのかを確認したいところです。

事務局：

それでは、事務局の方で専門の委員に確認しておきます。

会長：

この他にご意見などはございませんでしょうか。

委員：

地盤変状について、水平変位と側方変位は同じような意味ですので、水平変位は無くし、圧密沈下及び側方変位とした方が良いでしょう。

委員：

緩衝緑地帯の整備についても答申の中で触れておきたい。景観や安全性に関わると思いますが、事務局いかがでしょうか。

事務局：

緩衝緑地帯の整備については、景観の項目が最も近いと思いますので、まずは、景観の答申に緩衝緑地帯の整備の文言を入れられないか検討し、もし馴染まないようであれば全般的事項に入れるなど、他の方法を検討します。

会長：

この他にご意見などはございませんでしょうか。

特にないようですので、本日いただいたご意見を整理して文書に反映し、改めて委員の皆さまにも提示したうえで答申として確定したいと思います。

最後に、今後の審議の進め方や事務連絡等ございましたら、事務局からお願いいたします。

事務局：

－今後の審議の進め方の説明・事務連絡－

会長：

皆さま、非常にタイトなスケジュールにも関わらず、ご審議いただきありがとうございました。

それでは、これをもちまして審議を終えたいと思います。

以 上